

1.4 適用除外になる回収行為

通商産業省の告示第 139 号に基づいた検査合格済み、または自己認証のフロン回収装置を用いて、フロンガスを以下のように取り扱う場合には、高圧ガス保安法の適用除外となります。

(1) 適用除外になる回収装置の要件

① 対象ガス

回収装置において取り扱われるフロンガスの範囲は、温度 35°Cにおいて圧力が 5MPa 以下の不活性フロンとします。

② 容器の容量の制限

装置に付ける容器（接合容器または着脱容器）の容量と装置内の内容積との合計で 120 リットル以下に制限すること。

③ 容器及びその付属品に対する容器保安規則の適用

フルオロカーボン回収装置から容器を取り外すことのできるタイプの場合には、取り外した後の容器及びその付属品は通常の容器と同じレベルの保安対策が必要（通常の容器と同様に不特定多数の者との間に流通する可能性があります。）であるため、容器保安規則が適用されます。

④ フルオロカーボン回収装置の耐圧性、気密性の確保

フルオロカーボンの温度上昇に伴う圧力上昇、装置の劣化に伴う強度低下を見込み適切な材質を指定するとともに、常用の圧力（設計圧力）の 2 倍以上の圧力で降伏をおこさない肉厚を有すること、もしくは設計圧力の 4 倍以上の圧力で行う加圧試験に破壊しないこと及び設計圧力 1.5 倍以上の圧力で行なう耐圧試験及び設計圧力以上の圧力で十分な気密性を有すること。

⑤ 安全な構造

誤操作を行った場合でも事故に至らないようにするために、容器の過充てん防止機構（常用の温度において充てん量が容器の内容積の 90 %を超えないこと）、安全弁等の安全装置を備えるなど安全な構造とします。

⑥ 取扱注意事項の表示

変形、腐食による破裂を防止するための日常点検など、フルオロカーボン回収装置を安全に取り扱う上での注意事項を表示する。

(2) 適合性についての検査の実施

本法に適合するフルオロカーボン回収装置とは、

- ① 製品評価技術センターの検査に合格済みの回収装置。
- ② 又は、回収装置の製造者あるいは販売者による、告示の要件に対する適合性検査済みのもので安全性の保証された自己認証回収装置。

都道府県から要件適合性の立証を求められた場合には、この適合性試験に合格した旨の立証が必要となります。

告示の要件の適合性検査に合格したフルオロカーボン回収装置であっても、ユーザー等が改造した場合には、告示の要件に適合しない恐れがあり、検査に合格していない回収装置と同様の扱いとなります。

なお、フルオロカーボン回収装置とともに使用される附属品（計量器、ゲージマニホールド、ホース等）は、回収装置本体に「回収装置とともに使用することのできる附属品の名称及び型式」として記載されている附属品に限って回収装置の一部として取り扱われます（適用除外になります）。

(3) 適用除外になる回収行為

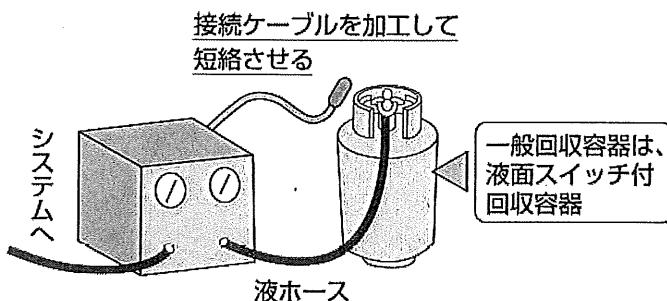
- ① 回収装置において取扱われるフロンガスは、温度 35°Cにおいて圧力が 5MPa 以下の不活性フロンであること。
- ② 冷凍設備からフロンを回収する。
但し、回収装置付属の容器の容量は、装置の内容積との合計で 120 リットル以下。
- ③ 充てん可能量の 1/2 以下の液化ガスが充てんされている残ガス容器からの回収。
- ④ 回収装置内でのフロンの浄化。
- ⑤ 回収装置から冷凍設備にフロンの再充てん。
- ⑥ 回収装置内でフロンを貯蔵、および回収装置ごとの運搬。

1.5 適用除外にならない回収行為

(1) 適用除外にならない回収装置の取り扱い

回収装置を用いても次のような取り扱いをすると、高圧ガス保安法が適用されますのでご注意ください。

- ① 過充てん防止接続ケーブルを短絡した状態での回収作業。これは、危険な作業であるとともに違法行為になります。



- ② 回収装置から取り外した着脱容器中のフルオロカーボン

貯蔵量が 3 トン以上 30 トン未満は第 2 種貯蔵所となり、あらかじめ都道府県知事に届出し、30 トン以上であれば第一種貯蔵所となり貯蔵所の許可及び完成検査も必要になります。

また、回収したフルオロカーボンを容器ごと販売する場合には販売の届出が必要になります。

- ③ 着脱容器に対する容器保安規則の適用

着脱容器は、容器保安規則の適用を受け、その所有者は着脱容器に氏名等を表示し、容器保安規則に規定する期間ごとに容器再検査を受けなければその後の充てんはできません。

- ④ 回収装置ごとに指定されたガス以外のガスの取り扱い

回収装置は、それぞれ取り扱うフルオロカーボンの種類が決まっていて、そのガス名が表示されており、フルオロカーボン以外のガスや決められたものと種類が異なるフルオロカーボンを取り扱うことはできません。

(2) 適用除外にならない特殊な回収行為

冷凍空調設備からの冷媒回収処理は、その回収処理条件の多様さや、作業効率を上げる目的で次のような行為を行う必要が生じることがあります、これらは適用除外となりません。

(法第5条2項1号、一般則第4条)

このような適用除外にならない行為を行う場合は、「第2種製造届」を各都道府県知事に提出しておく必要があります。

① 回収装置付属の専用容器以外の容器への充てん

この場合、容器の過充てん防止機構に換えて、付属する秤量装置以外の一般的秤量装置を使用する場合があります。

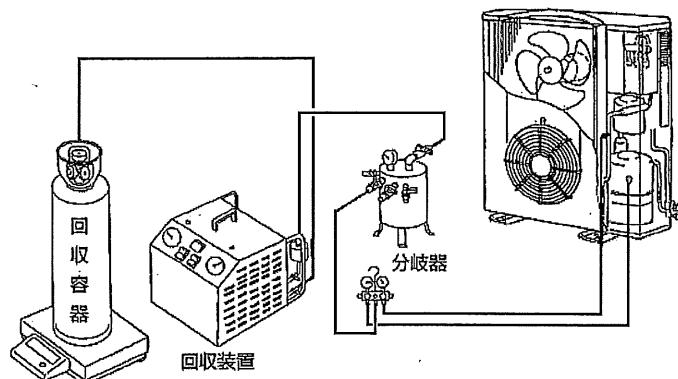


図1-2

② 回収装置を使用した充てん容器間の充てん

容器から容器へのプッシュプル方式による移充てんも含みます。

但し、充てん可能量の1/2以下の液化ガスが充てんされている残ガス容器からの回収は適用除外になります。

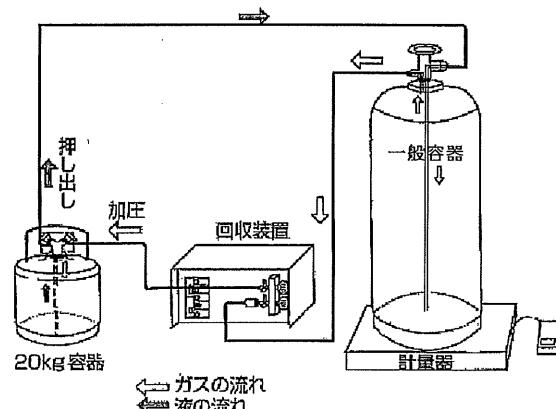


図1-3

③ 回収装置を使用した簡易蒸留再生

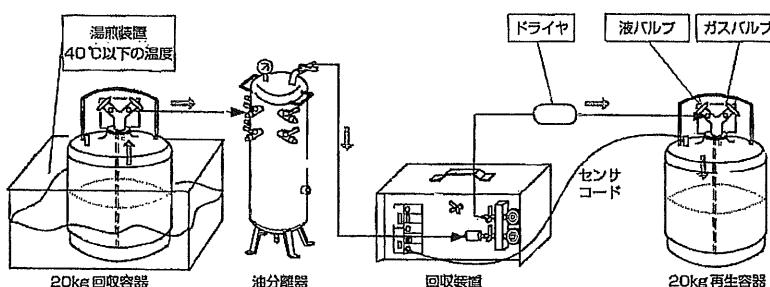


図1-4